

平成20年度

監事監査報告書

平成21年5月26日

学校法人駒澤大学

理事長 佐々木 孝一 殿

学校法人駒澤大学

監事 服部 彰 印

監事 黒柳 祖道 印

監事 加藤 展博 印

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人駒澤大学寄附行為第10条の規定に基づき、学校法人駒澤大学の平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会の議事録を閲覧し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人から意見を聴取し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人駒澤大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務または財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。なお、当年度において解約され多額の損失が生じたデリバティブ取引については、法人資産の確実な保管や運用を定めている寄附行為の趣旨に反する取引であったと考えられ、今後、再発防止のための体制整備、運用が必要であると認める。

以上